



水環境を守る 合併処理浄化槽

浄化槽とは

浄化槽は、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。

各家庭の敷地内に設けられていることもあり、とても身近な汚水処理施設ですが、「浄化槽法」という法律によってさまざまなことが定められています。

単独処理と合併処理

家庭に設置する浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽があります。

単独処理浄化槽はトイレの排水のみを浄化するもので、台所やお風呂、洗濯などで出る生活雑排水は処理をしないまま水路などに流してしまいます。

それに対して、合併処理浄化槽はトイレの排水だけでなく、ほかの生活雑排水も集めて浄化するので、環境に優しい施設です。

新規単独浄化槽は禁止に

浄化槽法施行以前は、トイレの排水だけを処理し、その他の生活雑排水は未処理のまま水路などに流す単独処理浄化槽が主流でした。

しかし、処理されないまま流される生活雑排水は、河川を汚濁させるなど、環境に与える悪影響が問題とされた結果、平成13年4月1日から、浄化槽法によって単独処理浄化槽の新規設置が禁止されることになりました。

合併浄化槽への転換

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に替えることを「転換」といいます。浄化槽法により単独処理浄化槽の新規設置が禁止されましたが、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換に努めるものとされました。

町では、合併処理浄化槽への転換などに対して支援を行っています。

補助制度があります

町では、町内にお住まいのかたを対象に、浄化槽の設置や転換撤去に係る費用の補助金交付事業を行っています。補助金交付額については左記のとおりです。

新規設置・転換撤去の補助金額

8～10人槽の場合

新規設置
340,000円

転換撤去
490,000円

6～7人槽の場合

新規設置
256,000円

転換撤去
406,000円

5人槽※の場合

新規設置
198,000円

転換撤去
348,000円

※「人槽（にんそう）」とは浄化槽の大きさの目安であり、一般家庭における最小値は5人槽です。



撤去した単独処理浄化槽から発見された穴

問合せ 環境下水道係
8216132

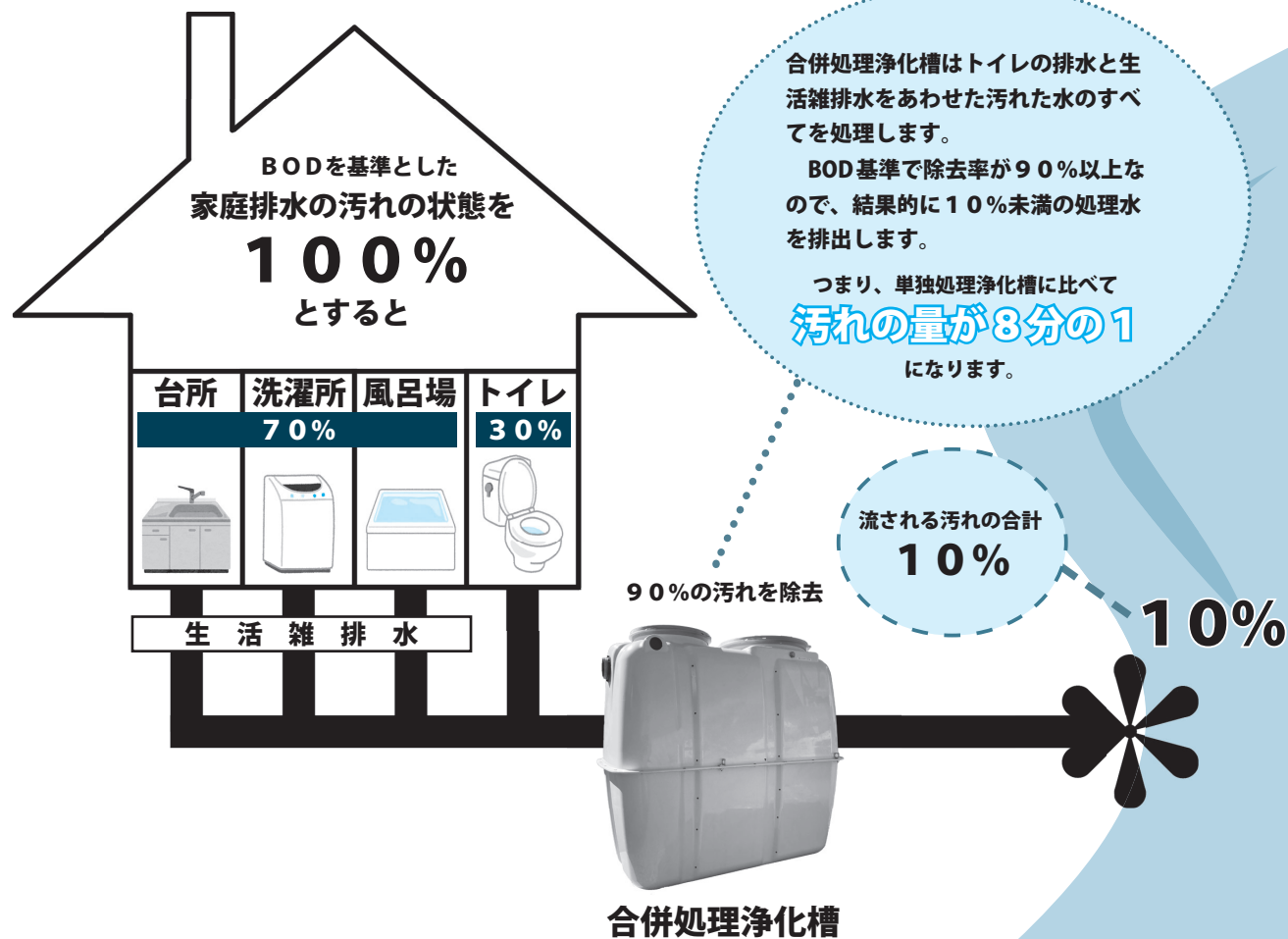
単独処理浄化槽を使用しているかたは、補助制度をぜひ活用し、合併処理浄化槽への転換を積極的にご検討ください。

単独処理浄化槽は、かなりの老朽化が進んでいると考えられます。実際に単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換が行われた中で、撤去された単独処理浄化槽に大きな穴が空いている事例もありました。

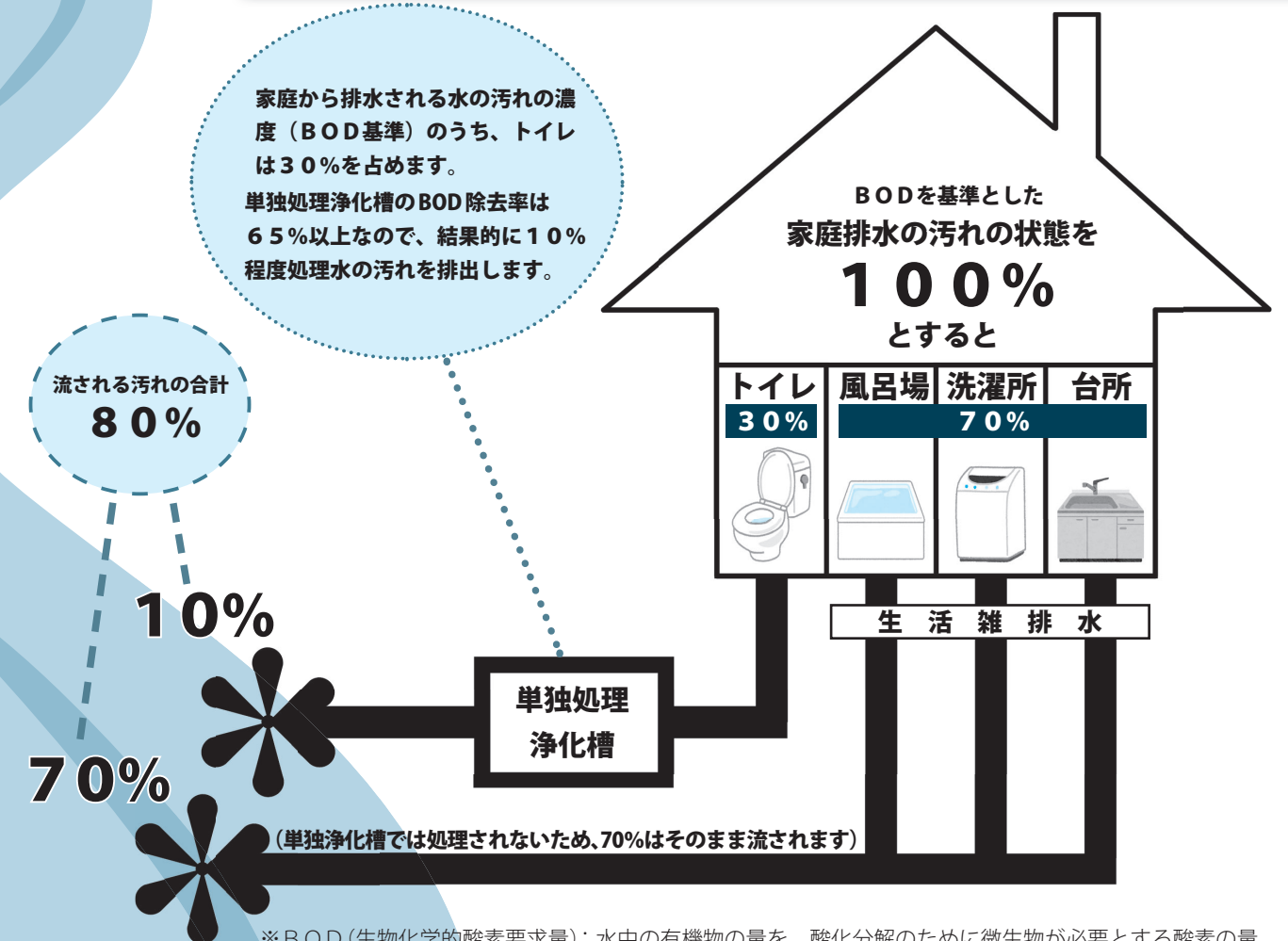
多くの単独処理浄化槽は、かなりの老朽化が進んでいると考えられます。実際に単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽へ転換が行われた中で、撤去された単独処理浄化槽に大きな穴が空いている事例もありました。

老朽化が進む単独浄化槽

合併処理浄化槽が汚水を処理するイメージ



単独処理浄化槽が汚水を処理するイメージ



※BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物の量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、最も一般的な水質指標の一つ。値が大きいほど水質は悪いといえます。